

特定非営利活動法人ひなたぼっこ

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ひなたぼっこ（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(公開書類)

第2条 公開書類は以下のとおりとする。

1 特定非営利活動促進法第28条の定める書類

(1) 事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の名簿）

(2) 役員名簿及び定款等（定款並びに登記事項証明書及び認証書の写し）

2 事業計画書、活動予算書

3 監査報告書

4 役員の報酬等並びに費用に関する規程

5 総会議事録

6 理事会議事録

(閲覧場所)

第3条 公開書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

(閲覧日時)

第4条 閲覧希望者は、希望日時の14日前までに主たる事務所へ連絡することとする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日を原則とし、業務時間のうち午前10時から午後3時までとする。

3 当法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和8年1月21日から施行する。（令和8年1月21日理事会決議）